

議第
二十号

栃木県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

令和三年三月二十三日

提出者 栃木県議会議員

佐藤 良 岩崎 信

渡辺 美 岩崎 信

加藤 寛 佐藤 良

吉田 伸 岩崎 信

小池 伸 岩崎 信

塩田 伸 岩崎 信

渡辺 美 岩崎 信

加藤 雄 佐藤 良

小菅 哲 佐藤 良

吉田 伸 佐藤 良

阿部 博 佐藤 良

琴寄 伸 佐藤 良

渡辺 美 佐藤 良

栃木県議会議長

相馬憲一様

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

栃木県議会規則 第 号

栃木県議会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会規則（昭和三十七年栃木県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 後

(欠席の届出)
第三条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2) 前項の規定にかかるべきは、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間に前から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内での出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

別表
(第一百八十八条関係)

略	栃木県議会情報公開審査会	略	略	名 称	改
				目的	正
				構成員	後
				招集権者	

別表
(第一百八十八条関係)

略	次期ブランチ検討会	次期ブランチ	開審査会	栃木県議会情報公開審査会	略	名 称	改
	協議会	調査会	会議	会報		目的	正
	全議員	議員	会派	会派		構成員	前
		必要と認めることは	会長が選ばれた議員	会長		招集権者	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。